

令和3年1月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和3年1月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和3年1月25日(月)午後1時30分から午後2時9分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長	: 1番	: 花野 隆雄	会長代理	: 2番	: 水澤 正明
委員	: 3番	: 忠 貞夫	委員	: 4番	: 榎本 太
委員	: 5番	: 森田 謙	委員	: 6番	: 田村 信秀
委員	: 7番	: 南波 雅子	委員	: 8番	: 緒形 文一
委員	: 9番	: 馬場 勝	委員	: 10番	: 西奈美 公平
委員	: 11番	: 川上 勝之	委員	: 12番	: 松村 智
委員	: 13番	: 今井 輝子	委員	: 14番	: 阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委員	: 中条	: 15番	: 志村 政美	委員	: 中条	: 16番	: 佐藤 隆
委員	: 乙	: 17番	: 小泉 正	委員	: 乙	: 18番	: 安城 守英
委員	: 築地	: 19番	: 白塚 幸二	委員	: 築地	: 20番	: 小熊 威
委員	: 黒川	: 21番	: 今井 明	委員	: 黒川	: 22番	: 小野 金一

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

第5号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第1号 胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者の評価結果について

6 農業委員会事務局職員

事務局長: 榎本富夫、係長: 高橋知也、主任: 佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和3年1月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、13番今井輝子委員、14番阿部実委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、12月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>1月7日、塩津・弥彦岡地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、阿部委員、志村委員に案件を審査していただきました。</p> <p>1月18日、1月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様には案件を審査していただきました。</p> <p>1月21日、市役所3階市長室におきまして、農業振興等に関する意見書を会長と会長代理から市長へ提出していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>第1号議案は、本総会出席委員に係る案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案の1番から3番をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案の1番から3番は、譲渡人からの要望による売買が2件、経営の拡大によるものが1件の、計3件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により、八田地内の田について売り渡しするもので、面積は1,015㎡、売買価格は10a当たり〇〇円、総額〇〇円です。</p> <p>2番の案件は、経営の拡大により、平木田地内の畑について売り渡しするもので、面積は1,597㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円です。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により、西条地内の田について売り渡しするもので、面積は87㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円です。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の1番から3番の事前審査結果について、9番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る1月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案の1番から3番は、譲渡人からの要望による売買が2件、経営の拡大によるものが1件の、計3件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の1番から3番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案の1番から3番について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案の1番から3番は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第1号議案の4番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案の4番をご説明いたします。</p> <p>第1号議案の4番は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。</p> <p>4番の案件は、譲渡人からの要望により、西条地内の田について売り渡しするもので、面積は148㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の4番の事前審査結果について、9番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 1 号議案の 4 番は、譲渡人からの要望による売買が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案の 4 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案の 4 番について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 1 号議案の 4 番は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、駐車場用地のための転用が 1 件、宅地拡張が 1 件の、計 2 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域である西本町地内の田において、駐車場を整備するための転用であり、申請面積は 2,088 ㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、鷹巣地内の休耕田において、宅地拡張のための転用であり、申請面積は 163 ㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり〇〇円であります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>2 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	第 2 号議案の事前審査結果について、9 番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、駐車場用地のための転用が 1 件、宅地拡張が 1 件の、計 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案は、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、採決のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第 3 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の所有権移転を、ご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、塩津及び弥彦岡地内の田について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、認定新規就農者で、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は 14,381 m²、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	第 3 号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、14 番阿部実あっせん審査委員長から報告をお願いします。

14 番	<p>第 3 号議案の所有権移転についてご報告いたします。</p> <p>去る 1 月 7 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在自作しておらず、農業後継者も居ないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定新規就農者で、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第 3 号議案の所有権移転の事前審査結果について、9 番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、農地集約により農地中間管理機構と賃借権及び使用貸借権を新規に設定するものが 94 件、労力不足により農地中間管理機構と賃借権を新規</p>

に設定するものが2件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが17件、労力不足により賃借権を再設定するものが35件の、計148件であります。

農地集約については今回、柴橋・東川内の人・農地プランの区域を対象とし、農地中間管理機構を活用して担い手同士がそれぞれ農地を交換し、農地を集約する地域集積協力金の集約化タイプに取り組むこととなりました。そのため譲渡人94名が農地中間管理機構と10年間の賃借権及び使用貸借権を新規に設定するものであります。こちらの賃借料については一括して説明させていただきます。

1番から議案書14ページの68番は10a当たりの賃貸料は、ほ場整備済が23,000円、未整備が17,500円であります。

69番から議案書16ページの76番は、譲渡人との話し合いにより10a当たりの賃貸料は14,000円から21,000円となっております。

77番から議案書19ページの94番は使用貸借権の設定であります。

今回の設定により、柴橋・東川内の人・農地プランの区域内における農地中間管理機構の活用率は93%となる予定であります。

続きまして、議案書19ページの95番と96番は、農地中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は18,000円から19,000円であります。

97番から99番は、労力不足により農業者に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は12,000円から17,200円であります。

議案書20ページをお願いします。

100番から105番は、労力不足により認定農業者等に3年間から5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は12,000円から24,000円であります。

議案書21ページをお願いします。

106番から111番は、労力不足により認定農業者に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円から15,000円、またはコシヒカリ90kg相当額、またはコシヒカリ50kgから70kgであります。

議案書22ページをお願いします。

112番と113番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ60kgであります。

114番から117番は、労力不足により認定農業者等に5年間から7年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から27,000円であります。

議案書23ページをお願いします。

118番から123番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は18,000円から24,000円、またはコシヒカリ120kgであります。

議案書24ページをお願いします。

124番から129番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は15,100円から17,000円であります。

議案書25ページをお願いします。

130番から135番は、労力不足により認定農業者に3年間から5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から15,000円であります。

議案書26ページをお願いします。

	<p>136 番から 141 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 13,600 円から 18,900 円、またはコシヒカリ 120kg であります。</p> <p>議案書 27 ページをお願いします。</p> <p>142 番から 147 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 15,000 円、またはコシヒカリ 60kg から 120kg であります。</p> <p>議案書 28 ページをお願いします。</p> <p>148 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 60kg であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の事前審査結果について、9 番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、農地集約により農地中間管理機構と賃借権及び使用貸借権を新規に設定するものが 94 件、労力不足により農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 2 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 17 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 35 件の、計 148 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p>

事務局	<p>事務局説明願います。</p> <p>第 4 号議案をご説明いたします。 議案書 29 ページをお願いします。</p> <p>この案件は、農地パトロールにより耕作放棄地の B 分類と判定された、下館地内の農地であり、現況はいずれも原野化しているため、農地への復元は困難であると考えられ、農地法の対象となる農地ではないものと思われます。</p> <p>第 4 号議案につきましては、いずれの案件も農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。</p> <p>議案書 29 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の事前審査結果について、9 番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の耕作放棄地の農地・非農地の判断については、1 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、いずれの案件についても原野化し、農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案については、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 5 号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 5 号議案について、ご説明いたします。 議案書 30 ページをお願いします。</p>

	<p>1 番の案件は、乙地内において既存の堆肥舎から悪臭対策を施した堆肥舎を新設するため、農用地区域から除外するものであります。</p> <p>申請地は、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれは無いと考えられるため、当案件は農用地から除外したとしても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれはないものと思われます。</p> <p>議案書 30 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 5 号議案の事前審査結果について、9 番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 5 号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、1 件であります。詳細につきましては事務局説明のとおりであり、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれはないものと考えられることから、事前審査会では特に支障はないと判断し、「特に支障なし」との意見を付すことといたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 5 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
4 番	<p>ちょっと確認なんです。この場合新しく堆肥舎を作るということで、悪臭対策が元ということですが、市としては出来上がった後では追跡というか確認は後で行うのですか。</p>
事務局	<p>悪臭対策につきましては、市民生活課の生活環境係の方でモニタリングなりを頼んでおりますので、引き続き場所が変わったとしても、その農場については毎年臭気調査をしていくことに変わりはありません。</p>
4 番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 5 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付すことに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 5 号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。</p> <p>次に日程第 4 の報告第 1 号「胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者</p>

	<p>の評価結果について」を報告いたします。 事務局説明願います。</p> <p>事務局</p> <p>報告第 1 号をご説明申し上げます。 議案書 31 ページをお願いします。</p> <p>報告第 1 号につきましては、胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程に基づき、農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会が、候補者の評価を行った結果を報告するものであります。</p> <p>評価委員会では、推進委員の募集に対し応募・推薦のあった方について、これまでの活動歴を審査し、併せて推進委員としての欠格事由に該当していないかどうかを確認いたしました。その結果、中条地区については佐藤隆さんと高橋一栄さんを、乙地区については小泉正さんと石栗博美さんを、築地地区については小熊威さんと浮須宗之さんを、候補者にふさわしいと決定いたしました。</p> <p>黒川地区の安城守英さんについては、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募しており、既に農業委員として 12 月議会で同意を得ておりますので、応募した者として名前は記載されていますが、候補者の評価からは除いております。</p> <p>なお、評価委員会における評価の結果の報告を受けて、農業委員会が推進委員の候補者を決定することとなりますが、その決定は新たな農業委員会が行うため、それまでの間は、この方たちを推進委員の内定者とさせていただきます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
	<p>議長</p> <p>以上で日程第 4 の報告を終わります。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和 3 年 1 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和3年1月25日

議 長 _____

13 番 _____

14 番 _____